

公益財団法人 お酒の科学財団
【役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程】

2021 年 7 月 1 日制定

第1条 目的

この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第13号（以下「認定法第5条第13号」という。）及び公益財団法人お酒の科学財団（以下「この法人」という。）の定款第14条（評議員に対する報酬等）及び第31条（役員の報酬等）に基づき、この法人の役員及び評議員の報酬等並びに費用の支給の基準について定めることを目的とする。

第2条 定義

この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 役員とは、定款第25条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- 二 評議員とは、定款第11条に基づき置かれる者をいう。
- 三 報酬等とは、認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称如何を問わず、費用とは明確に区分されるものとする。
- 四 費用とは、職務の執行に当たって、必要となる経費をいう。

第3条 報酬等の額の決定

この法人の評議員には、定款第14条に定める総額の範囲内において、評議員会への出席等をした場合は別表「お酒の科学財団 役員・評議員 報酬等支給基準」に準じて報酬等を支給する。

- 2 この法人の理事には、各年度報酬等の総額が50万円の範囲内において、職務執行として評議員会、理事会への出席等をした場合は別表「お酒の科学財団 役員・評議員 報酬等支給基準」に準じて報酬等を支給する。
- 3 この法人の監事には、各年度報酬等の総額が10万円の範囲内において、職務執行として評議員会、理事会への出席等をした場合は別表「お酒の科学財団 役員・評議員 報酬等支給基準」に準じて報酬等を支給する。

第4条 報酬等の支給方法

評議員及び役員の報酬等の支給については、法令に基づいて報酬から控除すべき税金等を控除し、その残額を本人に支給する。

- 2 その支給方法は、支給要件の発生の都度、通貨をもって本人に直接支給、または、本人の指

定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

第5条 費用

この法人は、役員及び評議員がその職務執行に要する交通費等の実費相当額を費用として支給する。

第6条 退職手当

役員、評議員、選考委員には、退職手当は支給しない。

第7条 改正

この規程の改正は評議員会の決議を経て行う。

(附則)

この規程は、公益財団法人お酒の科学財団の令和3年評議員会決議後から施行する。

以 上